

平成 29 年 1 2 月定例月議会議案一覧

議案番号	件 名
報告 1 0	専決処分事項の報告について(平成 29 年度豊明市一般会計補正予算(第 7 号))
議案 7 6	工事請負契約の変更について(国庫補助事業 ホール客席天井等改修工事)
議案 7 7	豊明市文化会館の指定管理者の指定について
議案 7 8	市道の路線認定について
議案 7 9	豊明市教育支援センター設置条例の制定について
議案 8 0	豊明市手数料徴収条例の一部改正について
議案 8 1	豊明市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について
議案 8 2	尾三消防組合への加入について
議案 8 3	平成 29 年度豊明市一般会計補正予算(第 8 号)について
議案 8 4	平成 29 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について
議案 8 5	平成 29 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)について
議案 8 6	平成 29 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について

報告第10号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成29年度豊明市一般会計補正予算（第7号）を別添のとおり専決したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成29年11月29日提出

豊明市長 小 浮 正 典

専決第5号

平成29年度豊明市一般会計補正予算（第7号）の専決処分書
地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成29年度豊明市一般会計
補正予算（第7号）を別添のように専決する。

平成29年9月28日専決

豊明市長 小 浮 正 典

平成 2 9 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 7 号）

平成29年度豊明市一般会計補正予算（第7号）

平成29年度豊明市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,634千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,789,901千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月28日

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
14 県支出金		1,210,925	34,634	1,245,559
	3 委託金	108,491	34,634	143,125
歳入合計		19,755,267	34,634	19,789,901

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

14 款 県支出金

3 項 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費委託金	106,768	34,634	141,402
計	108,491	34,634	143,125

単位：千円

節		説明
区分	金額	
3. 選挙費委託金	34,634	衆議院議員選挙委託金 34,634

歳 出

2 款 総務費

4 項 選挙費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 衆議院議員選 挙費	0	34,634	34,634	1. 報酬	2,407
				3. 職員手当等	11,169
				8. 報償費	196
				9. 旅費	16
				11. 需用費	3,093
				消耗品費	1,600
				食糧費	241
				印刷製本費	1,052
				修繕料	200
				12. 役務費	3,414
				通信運搬費	2,815
手数料	599				
13. 委託料	12,866				
14. 使用料及び賃借 料	483				
18. 備品購入費	990				
計	2,297	34,634	36,931		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 衆議院議員 選挙執行事業	34,634	34,634				選挙業務 475 投票管理者等報酬 1,932 超過勤務手当 11,169 報償品費等 196 費用弁償及び普通旅費 16 消耗品費 1,600 食糧費 241 印刷製本費 1,052 修繕料 200 通信運搬費 2,815 手数料 599 電算関係委託料 1,210 選挙公報等配布委託料 1,988 ポスター掲示場設置委託料 5,235 電話交換業務委託料 33 投票受付等業務委託料 4,294 投票所警備委託料 106 会場等使用料 475 有料道路通行料 8 備品購入費 990
計	34,634	34,634				
	34,634	34,634				

議案第76号

工事請負契約の変更について

下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

平成29年11月29日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | 国庫補助事業 ホール客席天井等改修工事 |
| 2 工 事 場 所 | 豊明市西川町広原地内 |
| 3 工 事 の 概 要 | 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上4階建
大ホール客席特定天井改修 650平方メートル
小ホール客席特定天井改修 230平方メートル
大ホール、小ホール屋根防水改修
2,687平方メートル |
| 4 請負契約金額 | 変更前 233,280,000円
変更後 246,545,640円 |
| 5 請 負 契 約 者 | 豊明市西川町笹原2番地27
株式会社都市建設
代表取締役 上原 光志 |

説 明

この案を提出するのは、国庫補助事業ホール客席天井等改修工事の設計変更に伴い、工事請負契約を変更するため必要があるからである。

議案第 77 号

豊明市文化会館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者の指定について、次のとおり議会の議決を求める。

平成 29 年 11 月 29 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
豊明市文化会館
- 2 指定管理者となる団体
名古屋市東区泉一丁目 21 番 10 号
愛知県舞台運営事業協同組合
理事長 児玉 道久
- 3 指定の期間
平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

説 明

この案を提出するのは、豊明市文化会館を管理する指定管理者を指定するため必要があるからである。

議案第 7 8 号

市道の路線認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり認定するものとする。

平成 2 9 年 1 1 月 2 9 日提出

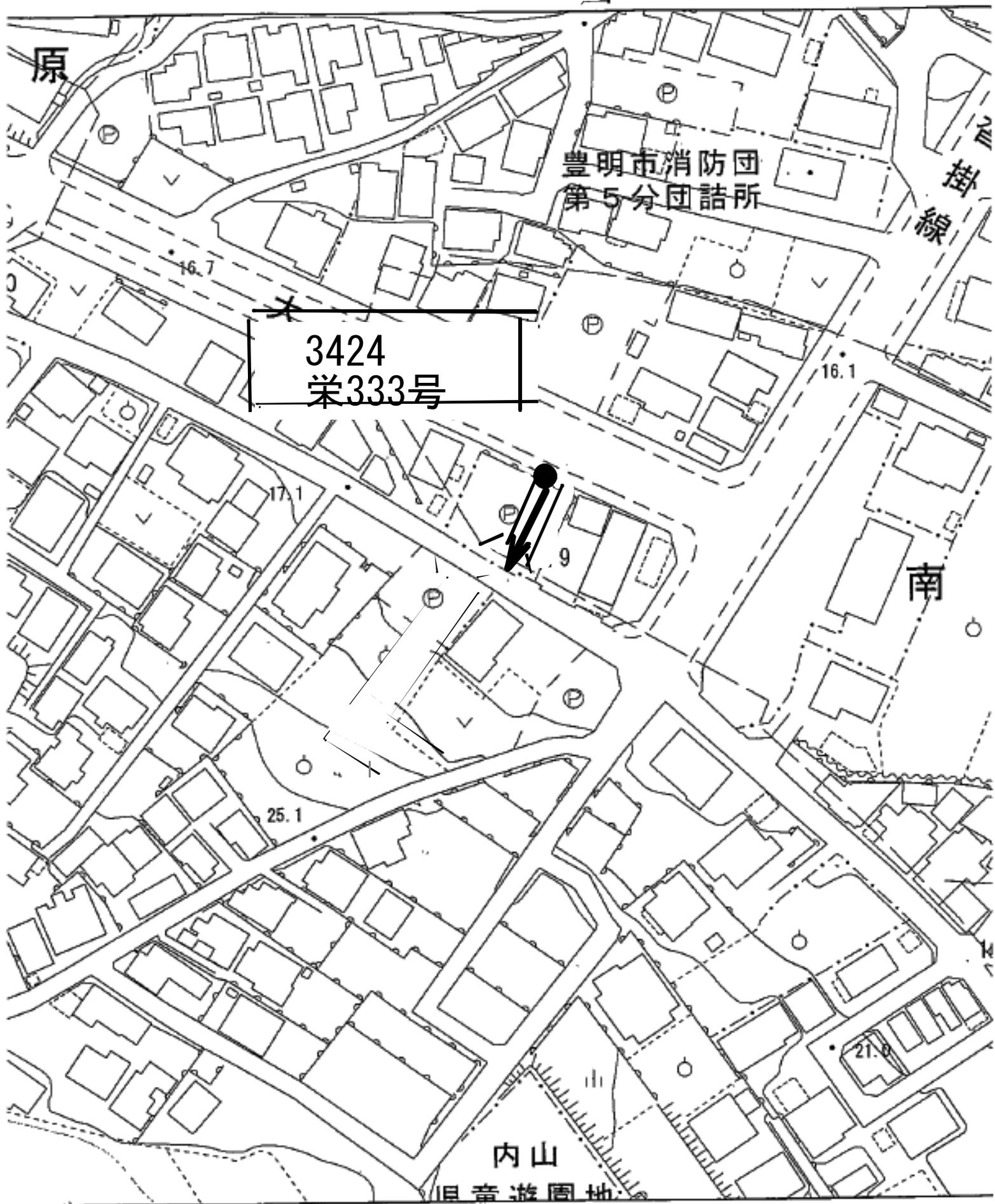
豊明市長 小 浮 正 典

記

路線番号	路線名	起 終	点 点	摘 要
3 4 2 4	栄 3 3 3 号	豊明市栄町南下原 1 2 番 3 地先 豊明市栄町南下原 1 3 番 4 地先		附図

説 明

この案を提出するのは、市道として管理するために、新たに市道認定する必要があるからである。



3424
荣333号

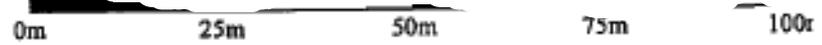
豊明市消防団
第5分団詰所

原

掛線

南

内山
旧童遊園地



議案第 79 号

豊明市教育支援センター設置条例の制定について
豊明市教育支援センター設置条例を別添のように定めるものとする。

平成 29 年 11 月 29 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 30 条の規定に基づき、豊明市教育支援センターの設置及び管理について必要な事項を定める必要があるからである。

豊明市教育支援センター設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある児童生徒の自主性及び社会性の育成を図り、学校への復帰を支援するとともに、児童生徒、保護者等への教育相談を行うために、豊明市教育支援センター（以下「教育支援センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
豊明市北部教育支援センター	豊明市杓掛町勅使1番地1
豊明市南部教育支援センター	豊明市栄町上姥子3番地213

(管理)

第3条 教育支援センターは、豊明市教育委員会において管理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、豊明市南部教育支援センターの開設日から施行する。

議案第 80 号

豊明市手数料徴収条例の一部改正について

豊明市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 29 年 11 月 29 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、介護サービス事業所の指定及び更新に係る申請に対する手数料を徴収することに伴い、豊明市手数料徴収条例の一部を改正する必要があるからである。

豊明市手数料徴収条例の一部を改正する条例

豊明市手数料徴収条例（平成12年豊明市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第37号を第38号とし、第36号の次に次の1号を加える。

（37） 介護サービス事業所の指定事務手数料 別表第7に定める額

別表第6の次に次の1表を加える。

別表第7（第2条関係）

事務の種類	区分	手数料
介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請（事業所の所在地が市外の場合を除く。）	指定申請	30,000円
介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請（事業所の所在地が市外の場合を除く。）	指定更新申請	10,000円
介護保険法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請	指定申請	30,000円
介護保険法第79条の2第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請	指定更新申請	10,000円
介護保険法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請 （同一の事業所において一体的に同	指定申請	30,000円

種の指定地域密着型サービス事業者の指定が同時に行われた場合及び事業所の所在地が市外の場合を除く。)		
介護保険法第115条の21において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請（同一の事業所において一体的に同種の指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請が同時に行われた場合及び事業所の所在地が市外の場合を除く。）	指定更新申請	10,000円

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 8 1 号

豊明市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について
豊明市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 2 9 年 1 1 月 2 9 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、所得税法の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例

豊明市母子・父子家庭医療費支給条例（昭和53年豊明市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

議案第 82 号

尾三消防組合への加入について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定に基づき、消防（非常備消防及び消防水利は除く。）に関する事務を共同処理するため、平成 30 年 4 月 1 日から、別紙の規約により、尾三消防組合に加入するものとする。

平成 29 年 11 月 29 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 31 条の規定に基づき、豊明市の消防（非常備消防及び消防水利は除く。）に関する事務を共同して処理するために、尾三消防組合に加入するため必要があるからである。

尾三消防組合格約

昭和46年12月1日

許可

(組合の名称)

第1条 この組合は、尾三消防組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、豊明市、日進市、みよし市、長久手市及び愛知郡東郷町（以下「組合市町」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

(1) 消防に関する事務（消防団及び消防水利に関する事務は除く。）

(2) 愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）の規定により、組合市町が処理することとされた事務のうち、次に掲げる事務

ア 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務

イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字曙18番地に置く。

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は15人とし、その選出区分は、組合市町ごとに3人とする。

2 組合議員は、組合市町の議会においてその議会の議員の中から選挙する。

3 組合議員に欠員を生じたときは、その欠員を生じた組合市町の議会は直ちに補欠選挙を行わなければならない。

4 前2項の選挙が終わったときは、組合市町の長は直ちにその結果を組合の管理者に通知しなければならない。

(議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、2年とする。ただし、組合市町の議会の議員の職を失ったときは、同時にその職を失う。

2 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(執行機関の組織及び選任の方法)

第7条 組合に、管理者1人、副管理者4人及び会計管理者1人を置く。

2 管理者及び副管理者は、組合市町の長の互選による。

3 会計管理者は、管理者が任命する。

4 第1項に定める者を除くほか、組合に吏員その他の職員（以下「職員」という。）を置き、その定数は、条例で定める。

5 前項の職員のうち、消防長は管理者が任命し、消防長以外の職員は、管理者の承認を得て消防長が任命する。

(執行機関の任期)

第8条 管理者及び副管理者の任期は、組合市町の長の任期による。

2 管理者が組合市町の長の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず同時にその職を失う。副管理者についても同様とする。

(監査委員)

第9条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が、組合議会の同意を得て、人格が高潔で、財務管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）のうちから1人及び組合議員のうちから1人を選任する。

(監査委員の任期)

第10条 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては、組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(経費支弁の方法)

第11条 組合の経費は、分担金、使用料、手数料及びその他の収入をもって支弁する。

2 前項の分担金は、次に定める基準に従い、別途定める割合で算出した額の合計額により組合市町が負担する。

(1) 組合市町均等割

(2) 組合市町のそれぞれの前年の10月1日現在における面積割

(3) 組合市町のそれぞれの救急件数割 (過去3か年分)

(4) 組合市町のそれぞれの前年度の消防費に係る基準財政需要額割

3 前項の分担金の総額は、毎年度、組合議会の議決で定める。

附 則

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (昭和48年指令地第11—14号)

この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (昭和50年指令地第12—6号)

(施行期日)

1 この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。

(経過規定)

2 昭和50年度の組合経費の分担金は、改正後の規約第11条第2項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより算出した額の合算額により組合町が負担する。

(1) 分担金の総額の100分の20の額を組合町均等の割合で算出した額

(2) 分担金の総額の100分の15の額を組合町の前年度の法人税割額にかかる基準財政収入額の割合で算出した額

(3) 分担金の総額の100分の65の額を組合町の前年度の消防費にかかる基準財政需要額の割合で算出した額

附 則 (昭和51年指令地第12—5号)

1 この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。

2 改正前の規約第5条第2項第1号の規定により選出された組合議員は、この規約の施行の日にその職を失う。

附 則 (昭和62年令豊総第196号)

この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成4年令豊行第926号)

1 この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。

2 この規約の施行の際現に在職する監査委員は、その任期が満了するまでの間、変更後の尾三消防組合規約第9条第2項の規定により選任された監査委

員とみなす。

附 則（平成 6 年令豊行第 6 3 4 号）

この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 1 8 豊行第 8 4 4 号）

この規約は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 2 1 市第 1 3 6 1 号）

この規約は、平成 2 2 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成 2 4 年 7 月 9 日から施行する。

（経過措置）

2 この規約による変更後の尾三消防組規約第 1 1 条の規定は、平成 2 5 年度以後の年度分の組合市町の負担について適用し、平成 2 4 年度分までの組合市町の負担については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 7 年規約第 1 号）

この規約は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条及び第 6 条の改正規定は、平成 2 7 年 4 月 3 0 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 5 項の規定については、愛知県知事の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の際現に組合の議会の議員である者（以下「施行時組合議員」という。）の任期については、この規約による改正後の尾三消防組規約（以下「改正後の規約」という。）第 6 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の規定により、その任期がなお従前の例によることとされる施行時組合議員が在職する場合における改正後の規約第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定

の適用については、同条第1項の規定中「15人」とあるのは「18人」と、「組合市町ごとに3人」とあるのは「日進市、みよし市及び愛知郡東郷町にあつては4人、豊明市及び長久手市にあつては3人」と、同条第3項中「組合議員に欠員を生じた」とあるのは「それぞれの組合市町から選出された組合議員の数が3人を下回った」と、「その欠員を生じた組合市町の議会は」とあるのは「その組合議員の数が3人を下回った組合市町の議会は組合議員の数が3人に達するまでの組合議員について」と読み替えるものとする。

- 4 平成30年度から平成32年度までの豊明市、日進市、みよし市、長久手市及び愛知郡東郷町（以下「組合市町」という。）の分担金の額は、改正後の規約第11条第2項の規定にかかわらず、平成28年度の組合市町のそれぞれの常備消防の決算額（公債費を除く経常経費）の割合で算出した額とする。
- 5 改正後の規約の施行のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 8 3 号

平成 2 9 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 8 号）

議案第 83 号

平成 29 年度豊明市一般会計補正予算（第 8 号）

平成 29 年度豊明市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 981,748 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,771,649 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為）

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

平成 29 年 11 月 29 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税		630,000	360,048	990,048
	1 地方交付税	630,000	360,048	990,048
11 分担金及び負担金		341,343	551	341,894
	1 負担金	341,343	551	341,894
13 国庫支出金		2,588,772	234,573	2,823,345
	1 国庫負担金	2,034,353	226,143	2,260,496
	2 国庫補助金	287,464	7,523	294,987
	3 委託金	13,286	907	14,193
14 県支出金		1,245,559	54,852	1,300,411
	1 県負担金	719,753	45,000	764,753
	2 県補助金	371,854	9,852	381,706
16 寄附金		217,610	2,230	219,840
	1 寄附金	217,610	2,230	219,840
18 繰越金		300,000	322,806	622,806
	1 繰越金	300,000	322,806	622,806
19 諸収入		561,594	6,688	568,282
	5 雑入	453,567	6,688	460,255

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入	合計	19,789,901	981,748	20,771,649

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,605,317	10,814	2,616,131
	1 総務管理費	2,098,511	7,034	2,105,545
	3 戸籍住民基本台帳費	105,343	3,780	109,123
3 民生費		8,541,564	442,473	8,984,037
	1 社会福祉費	3,966,095	196,357	4,162,452
	2 児童福祉費	3,755,264	63,422	3,818,686
	3 生活保護費	790,987	181,787	972,774
	4 国民年金事務取扱費	29,182	907	30,089
4 衛生費		1,493,699	22,173	1,515,872
	1 保健衛生費	645,430	22,173	667,603
8 土木費		2,023,106	8,548	2,031,654
	4 都市計画費	1,411,422	8,548	1,419,970
9 消防費		697,189	30,565	727,754
	1 消防費	697,189	30,565	727,754
10 教育費		2,431,878	21,332	2,453,210
	1 教育総務費	477,303	0	477,303
	2 小学校費	329,740	12,467	342,207

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	3 中学校費	163,802	5,895	169,697
	4 社会教育費	727,202	2,344	729,546
	5 保健体育費	733,831	626	734,457
12 公債費		1,222,105	-362	1,221,743
	1 公債費	1,222,105	-362	1,221,743
13 諸支出金		127,612	446,205	573,817
	1 基金費	127,612	446,205	573,817
歳 出 合 計		19,789,901	981,748	20,771,649

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	企画事務事業	千円 1,946

第3表 債務負担行為

事項	期間	限度額
まちづくりアンケート調査業務委託事業	平成30年度	千円 1,140
生活困窮者学習等支援事業	平成30年度から 平成32年度まで	10,086
ひきこもり対策推進事業	平成30年度から 平成32年度まで	36,000
文化会館に係る指定管理者の指定	平成30年度から 平成34年度まで	461,630

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

9 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方交付税	630,000	360,048	990,048
計	630,000	360,048	990,048

11 款 分担金及び負担金

1 項 負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費負担金	340,928	551	341,479
計	341,343	551	341,894

13 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費国庫負担金	2,034,353	226,143	2,260,496
計	2,034,353	226,143	2,260,496

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 地方交付税	360,048	普通交付税 360,048 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 老人福祉費負担金	551	老人保護措置費負担金 551 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 心身障害者福祉費負担金	61,612	障害者自立支援給付費等国庫負担金 61,612 増
2. 児童福祉費負担金	27,000	障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金 27,000 増
4. 生活保護費負担金	136,143	生活保護費負担金 136,143 増
7. 福祉医療費負担金	1,388	養育医療費支給事業負担金 1,388 増

13 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	7,360	5,292	12,652
6. 教育費国庫補助金	27,053	2,231	29,284
計	287,464	7,523	294,987

13 款 国庫支出金

3 項 委託金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費委託金	12,559	907	13,466
計	13,286	907	14,193

14 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費県負担金	717,634	45,000	762,634

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 戸籍住民基本台帳費補助金	3,780	旧氏記載等住基システム改修補助金 3,780
3. 電算管理費補助金	1,512	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 1,512 増
1. 教育振興費補助金	2,231	教育支援体制整備事業費補助金 2,231

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 国民年金事務取扱費委託金	907	国民年金事務取扱費委託金 907 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 心身障害者福祉費負担金	30,806	障害者自立支援給付費等負担金 30,806 増
3. 児童福祉費負担金	13,500	障害児施設措置費（給付費等）県費負担金 13,500 増

14 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
(民生費県負担金)			
計	719,753	45,000	764,753

14 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費県補助金	1,013	2,073	3,086
2. 民生費県補助金	306,964	7,779	314,743
計	371,854	9,852	381,706

16 款 寄附金

1 項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般寄附金	217,610	2,230	219,840
計	217,610	2,230	219,840

単位：千円

節		説明
区分	金額	
9. 福祉医療費負担金	694	養育医療費支給事業負担金 694 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 企画費補助金	2,073	元気な愛知の市町村づくり補助金 2,073
3. 福祉医療費補助金	7,779	障害者医療費支給事業補助金 5,055 増 子ども医療費支給事業補助金 2,724 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 一般寄附金	2,230	教育費寄附金 2,230

18 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	300,000	322,806	622,806
計	300,000	322,806	622,806

19 款 諸収入

5 項 雑入

目	補正前の額	補正額	計
4. 雑入	452,712	6,688	459,400
計	453,567	6,688	460,255

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	322,806	前年度繰越金 322,806 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
6. 雑入	6,688	後期高齢者医療広域連合受託事業収入 6,688 増

歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	514,896	502	515,398	15. 工事請負費	502
7. 財産管理費	152,843	4,264	157,107	13. 委託料	800
				15. 工事請負費	3,164
				18. 備品購入費	300
8. 企画費	87,852	0	87,852		
12. 電算管理費	107,405	2,268	109,673	13. 委託料	2,268
計	2,098,511	7,034	2,105,545		

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 戸籍住民基本 台帳費	105,343	3,780	109,123	13. 委託料	3,780
計	105,343	3,780	109,123		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 庁舎管理事業	502				502	電話回線設置工事費 502
計	502				502	
1 庁舎維持管理事業	3,164				3,164	庁舎等営繕工事費 3,164 増
3 財産管理事務事業	1,100				1,100	備品等移設作業委託料 800 事務用備品等購入費 300 増
計	4,264				4,264	
2 地域創生事務事業	0	2,073			-2,073	財源振替
1 電算管理事業	2,268	1,512			756	電算関係委託料 2,268 増
計	2,268	1,512			756	
	7,034	3,585			3,449	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 住民記録電算処理事業	3,780	3,780				電算関係委託料 3,780 増
計	3,780	3,780				
	3,780	3,780				

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 社会福祉総務 費	724,389	2,470	726,859	13. 委託料	2,794
				28. 繰出金	-324
2. 老人福祉費	771,142	9,536	780,678	15. 工事請負費	1,500
				20. 扶助費	2,420
				28. 繰出金	5,616
3. 心身障害者福 祉費	1,053,134	123,224	1,176,358	20. 扶助費	123,224
4. 福祉医療費	706,899	25,661	732,560	13. 委託料	972
				20. 扶助費	24,689
5. 後期高齢者医 療費	710,531	35,466	745,997	19. 負担金、補助及 び交付金	35,466

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 総合福祉会館維持管理事業	2,794				2,794	特定建築物等定期調査業務委託料 2,794
4 国民健康保険特別会計繰出事業	-324				-324	職員給与費等繰出金 324 減
計	2,470				2,470	
3 老人憩いの家管理事業	1,500				1,500	老人憩いの家改修等工事 1,500 増費
4 老人扶助事業	2,420			551	1,869	老人保護措置費 2,420 増
7 介護保険特別会計繰出事業	5,616				5,616	事務費繰出金 5,616 増
計	9,536			551	8,985	
2 心身障害児者扶助事業	123,224	92,418			30,806	訓練等給付費 40,180 増 介護給付費 83,044 増
計	123,224	92,418			30,806	
1 福祉医療事業	25,661	9,861			15,800	電算関係委託料 972 増 福祉医療助成費 21,912 増 養育医療助成費 2,777 増
計	25,661	9,861			15,800	
1 後期高齢者医療事業	35,466				35,466	後期高齢者医療療養給付費負担金 34,860 増 後期高齢者医療広域連合事務費負担金 606 増

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	3,966,095	196,357	4,162,452		

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 児童福祉総務 費	1,951,214	55,650	2,006,864	15. 工事請負費	800
				20. 扶助費	54,000
				23. 償還金、利子及 び割引料	850
2. 保育園費	1,804,050	7,772	1,811,822	13. 委託料	1,544
				23. 償還金、利子及 び割引料	6,228
計	3,755,264	63,422	3,818,686		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
計	35,466				35,466	
	196,357	102,279		551	93,527	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 児童館等管理運営事業	800				800	児童館等整備工事費 800 増
3 児童福祉事務事業	54,850	40,500			14,350	心身障がい児通所・居宅 54,000 増 サービス事業費 母子家庭等対策総合支援 850 事業国庫補助金返還金
計	55,650	40,500			15,150	
2 保育事業	7,772				7,772	電算関係委託料 1,544 増 保育対策総合支援事業費 4,000 補助金返還金 子ども・子育て支援交付 2,228 金返還金
計	7,772				7,772	
	63,422	40,500			22,922	

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 生活保護総務 費	30,965	262	31,227	15. 工事請負費	262
2. 扶助費	590,577	181,525	772,102	20. 扶助費	181,525
計	790,987	181,787	972,774		

3 款 民生費

4 項 国民年金事務取扱費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 国民年金事務 取扱費	29,182	907	30,089	13. 委託料	907
計	29,182	907	30,089		

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 予防費	457,121	22,173	479,294	13. 委託料	22,173

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 生活保護事業	262				262	電話回線設置工事費 262
計	262				262	
1 扶助事業	181,525	136,143			45,382	生活扶助費 58,903 増 住宅扶助費 26,176 増 介護扶助費 10,511 増 医療扶助費 85,935 増
計	181,525	136,143			45,382	
	181,787	136,143			45,644	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 保険料徴収資料等作成事業	907	907				電算関係委託料 907 増
計	907	907				
	907	907				

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 各種診断事業	22,173			6,688	15,485	成人病診断等委託料 22,173 増

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	645,430	22,173	667,603		

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 都市計画総務 費	152,914	220	153,134	1. 報酬	220
5. 都市下水路費	670,381	8,328	678,709	28. 繰出金	8,328
計	1,411,422	8,548	1,419,970		

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 常備消防費	551,766	7,256	559,022	11. 需用費	4,696
				消耗品費	4,445
				印刷製本費	251
				12. 役務費	988
				手数料	988
				13. 委託料	247
				18. 備品購入費	1,325

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
計	22,173			6,688	15,485	
	22,173			6,688	15,485	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
3 都市計画事務事業	220				220	計画建築業務 220
計	220				220	
1 下水道事業 特別会計繰出事業	8,328				8,328	下水道事業特別会計繰出 8,328 増金
計	8,328				8,328	
	8,548				8,548	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
3 常備消防設備維持管理事業	244				244	消防車積載用等備品購入 244 増費
4 常備消防事務事業	7,012				7,012	消耗品費 4,445 増 印刷製本費 251 増 手数料 988 電算関係委託料 247 図書及び器具購入費 1,081 増

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 消防施設費	81,556	23,309	104,865	12. 役務費 手数料	945 945
				13. 委託料	3,732
				19. 負担金、補助及 び交付金	18,632
計	697,189	30,565	727,754		

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 教育振興費	391,743	0	391,743		
計	477,303	0	477,303		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
計	7,256				7,256	
1 消防施設設置事業	18,632				18,632	通信共同化使用料等負担金 6,866 消防広域化データ移行等負担金 8,502 消防広域化施設改修等負担金 3,264
2 消防施設維持管理事業	4,677				4,677	手数料 945 広域化通信機器撤去等委託料 3,732
計	23,309				23,309	
	30,565				30,565	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 教育振興事業	0	2,231		2,230	-4,461	財源振替
	0	2,231		2,230	-4,461	

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	270,174	12,467	282,641	13. 委託料	540
				15. 工事請負費	11,927
計	329,740	12,467	342,207		

10 款 教育費

3 項 中学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	115,501	5,895	121,396	15. 工事請負費	5,895
計	163,802	5,895	169,697		

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
4. 文化財保護費	31,395	2,160	33,555	15. 工事請負費	2,160
9. 陶芸の館費	2,841	184	3,025	11. 需用費 修繕料	184 184

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 小学校施設 維持管理事業	12,467				12,467	校舎等改修工事設計委託 540 増 料 各小学校営繕工事費 11,927 増
計	12,467				12,467	
	12,467				12,467	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 中学校施設 維持管理事業	5,895				5,895	各中学校営繕工事費 5,895 増
計	5,895				5,895	
	5,895				5,895	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 文化財保護 事業	2,160				2,160	ナガバノイシモチソウ自 2,160 生地整備工事費
計	2,160				2,160	
1 陶芸の館管 理事業	184				184	修繕料 184 増

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	727, 202	2, 344	729, 546		

10 款 教育費

5 項 保健体育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 体育施設費	116, 427	626	117, 053	12. 役務費 保険料	626 626
計	733, 831	626	734, 457		

12 款 公債費

1 項 公債費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 元金	1, 126, 474	1, 217	1, 127, 691	23. 償還金、利子及 び割引料	1, 217
2. 利子	95, 631	-1, 579	94, 052	23. 償還金、利子及 び割引料	-1, 579
計	1, 222, 105	-362	1, 221, 743		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
計	184				184	
	2,344				2,344	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 体育施設維持管理事業	626				626	保険料 626 増
計	626				626	
	626				626	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 公債費元金償還事業	1,217				1,217	長期債元金 1,217 増
計	1,217				1,217	
1 公債費利子償還事業	-1,579				-1,579	長期債利子 1,579 減
計	-1,579				-1,579	
	-362				-362	

13 款 諸支出金

1 項 基金費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 財政調整基金 費	127,489	446,205	573,694	25. 積立金	446,205
計	127,612	446,205	573,817		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 財政調整 基金積立 事業	446,205				446,205	財政調整基金積立金 446,205 増
計	446,205				446,205	
	446,205				446,205	

議案第 8 4 号

平成 2 9 年度

豊明市国民健康保険特別会計補正予算書（第 2 号）

議案第 84 号

平成 29 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

平成 29 年度豊明市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 108,249 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,858,295 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 11 月 29 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,297,361	34,904	1,332,265
	1 国庫負担金	1,164,579	34,580	1,199,159
	2 国庫補助金	132,782	324	133,106
5 県支出金		356,533	8,645	365,178
	2 県補助金	296,013	8,645	304,658
8 繰入金		531,597	-324	531,273
	1 繰入金	531,597	-324	531,273
9 繰越金		37,819	65,024	102,843
	1 繰越金	37,819	65,024	102,843
歳入合計		7,750,046	108,249	7,858,295

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		96,537	0	96,537
	1 総務管理費	73,557	0	73,557
2 保険給付費		4,553,962	108,216	4,662,178
	1 療養諸費	4,027,597	39,621	4,067,218
	2 高額療養費	491,530	68,595	560,125
4 前期高齢者納付 金等		3,117	33	3,150
	1 前期高齢者納付 金等	3,117	33	3,150
歳 出 合 計		7,750,046	108,249	7,858,295

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

2 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 療養給付費等負担金	1,104,058	34,580	1,138,638
計	1,164,579	34,580	1,199,159

2 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 制度改正関連事業費等補助金	5,616	324	5,940
計	132,782	324	133,106

5 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整交付金	296,013	8,645	304,658
計	296,013	8,645	304,658

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	34,580	現年度療養給付費等負担金 34,580 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金	324	国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金 324 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 1号交付金	8,645	現年度療養給付費等負担金 8,645 増

8 款 繰入金

1 項 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰入金	531,597	-324	531,273
計	531,597	-324	531,273

9 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
2. その他繰越金	37,818	65,024	102,842
計	37,819	65,024	102,843

単位：千円

節		説明
区分	金額	
3. 職員給与費等繰入金	-324	職員給与費等繰入金 324 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	65,024	繰越金 65,024 増

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	72,947	0	72,947		
計	73,557	0	73,557		

2 款 保険給付費

1 項 療養諸費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般被保険者 療養給付費	3,830,310	39,621	3,869,931	19. 負担金、補助及 び交付金	39,621
計	4,027,597	39,621	4,067,218		

2 款 保険給付費

2 項 高額療養費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般被保険者 高額療養費	456,489	68,595	525,084	19. 負担金、補助及 び交付金	68,595
計	491,530	68,595	560,125		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 一般管理事務事業	0	324		-324		財源振替
	0	324		-324		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般被保険者療養給付事業	39,621	15,848			23,773	現年度一般被保険者診療 39,621 増報酬給付費
計	39,621	15,848			23,773	
	39,621	15,848			23,773	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般被保険者高額療養事業	68,595	27,377			41,218	一般被保険者高額療養費 68,595 増
計	68,595	27,377			41,218	
	68,595	27,377			41,218	

4 款 前期高齢者納付金等

1 項 前期高齢者納付金等

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 前期高齢者納 付金	3,057	33	3,090	19. 負担金、補助及 び交付金	33
計	3,117	33	3,150		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 前期高齢者納付金事業	33				33	前期高齢者納付金 33 増
計	33				33	
	33				33	

議案第 8 5 号

平成 2 9 年度

豊明市下水道事業特別会計補正予算書（第 1 号）

議案第 85 号

平成 29 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度豊明市の下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8, 328 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 377, 328 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 11 月 29 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		670,381	8,328	678,709
	1 繰入金	670,381	8,328	678,709
歳入合計		1,369,000	8,328	1,377,328

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

4 款 繰入金

1 項 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰入金	670,381	8,328	678,709
計	670,381	8,328	678,709

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 一般会計繰入金	8,328	一般会計繰入金 8,328 増

歳 出

3 款 公共下水道建設事業費

1 項 建設事業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 建設費	37,322	8,125	45,447	15. 工事請負費	6,248
				22. 補償、補填及び 賠償金	1,877
計	73,604	8,125	81,729		

4 款 公債費

1 項 公債費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 利子	148,270	203	148,473	23. 償還金、利子及 び割引料	203
計	759,822	203	760,025		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 公共下水道 築造事業	8,125			8,125		管渠等築造工事費 6,248 増 物件移転等補償費 1,877 増
計	8,125			8,125		
	8,125			8,125		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 公債費利子 償還事業	203			203		長期債利子 203 増
計	203			203		
	203			203		

議案第 8 6 号

平成 2 9 年度

豊明市介護保険特別会計補正予算書（第 2 号）

議案第 86 号

平成 29 年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

平成 29 年度豊明市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 101,603 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,581,454 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 11 月 29 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		697,548	5,616	703,164
	1 一般会計繰入金	697,548	5,616	703,164
8 繰越金		1	95,987	95,988
	1 繰越金	1	95,987	95,988
歳入合計		4,479,851	101,603	4,581,454

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
4. その他一般会計繰入金	146,245	5,616	151,861
計	697,548	5,616	703,164

8 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	95,987	95,988
計	1	95,987	95,988

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 事務費繰入金	5,616	事務費繰入金 5,616 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	95,987	繰越金 95,987 増

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	99,203	5,616	104,819	13. 委託料	5,616
計	99,204	5,616	104,820		

6 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 償還金	1	95,987	95,988	23. 償還金、利子及 び割引料	95,987
計	956	95,987	96,943		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 一般管理事務事業	5,616			5,616		電算関係委託料 5,616 増
計	5,616			5,616		
	5,616			5,616		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 返還事業	95,987				95,987	返還金 95,987 増
計	95,987				95,987	
	95,987				95,987	